

5 福祉関係機関

(1) 知的障害者更生相談所

知的障害者福祉法に基づき、知的障がい者（18 才以上）やその家族からの様々な相談に応じ医学的、心理学的及び職能的観点から検査・判定を行うとともに、必要な指導・助言を行っています。主な業務は、以下のとおりです。

ア 就労相談

イ 法律相談（相続、契約、処遇等）

ウ 療育手帳、税控除、扶養共済制度、重度医療助成などの相談

エ 障害基礎年金、福祉手当などの経済給付相談

北海道立心身障がい者総合相談所

<http://www.pref.hokkaido.jp/hfukusi/hf-ssssj/home.htm>

〒064-0944 札幌市中央区円山西町 2 丁目 1-1 TEL 011-613-5401

手をつなぐ相談センターまあち(札幌市知的障がい者更生相談所)

〒062-0934 札幌市豊平区平岸 4 条 18 丁目 1-21

子ども発達支援総合センター 4 階 TEL 011-824-1901

(2) 児童相談所

児童相談所は、児童福祉法に基づき各都道府県・政令指定都市に設置されています。18 才未満の児童の相談に応じています。主な業務は以下のとおりです。

ア 児童の養育に関する相談

イ 非行の相談

ウ 障がいについての相談

エ 児童福祉施設への入所、里親への委託などの措置、児童の一時緊急保護

オ 障がいの程度の判定、療育相談及び通所指導、検査などの地域における療育システムの中心的存在としての活動

北海道中央児童相談所

〒064-0944 札幌市中央区円山西町 2 丁目 1-1 TEL 011-631-0301

札幌市児童相談所

〒060-0007 札幌市中央区北 7 条西 26 丁目 TEL 011-622-8630

室蘭児童相談所

〒050-0082 室蘭市寿町 1 丁目 6-12 TEL 0143-44-4152

※ 上記の他に、旭川・函館・帯広・釧路・北見・岩見沢にもあります。

(3) 各市区町村の保健福祉課

福祉課は、福祉の中心的な実施機関として、日常生活の様々な相談に応じて福祉サービスの提供を行い、また、各専門機関と連絡をとって各種福祉制度の窓口となります。

※札幌市

中央区役所	障がい福祉課福祉支援係	札幌市中央区北 1 条西 2 丁目	011-205-3304 (直通)
北区役所	障がい福祉課福祉支援係	札幌市北区北 24 条西 6 丁目	011-757-2464 (直通)
東区役所	障がい福祉課福祉支援係	札幌市東区北 11 条東 7 丁目	011-741-2463 (直通)
白石区役所	障がい福祉課福祉支援係	札幌市白石区南郷通 1 丁目南 8	011-861-2608 (直通)
厚別区役所	障がい福祉課福祉支援係	札幌市厚別区厚別中央 1 条 5 丁目	011-895-2481 (直通)
豊平区役所	障がい福祉課福祉支援係	札幌市豊平区平岸 6 条 10 丁目	011-822-2459 (直通)
清田区役所	障がい福祉課福祉支援係	札幌市清田区平岡 1 条 1 丁目	011-889-2041 (直通)

南区役所	障がい福祉課福祉支援係	札幌市南区真駒内幸町 2 丁目	011-582-4743（直通）
西区役所	障がい福祉課福祉支援係	札幌市西区琴似 2 条 7 丁目	011-641-6945（直通）
手稲区役所	障がい福祉課福祉支援係	札幌市手稲区前田 1 条 11 丁目	011-681-2492（直通）

※札幌市以外

北広島市役所	保健福祉部福祉課	北広島市中央 4 丁目 2-1	011-372-3311（内線 2141）
恵庭市役所	保健福祉部障がい福祉課	恵庭市京町 1 番地	0123-33-3131（内線 1330）
千歳市役所	保健福祉部障がい者支援課	千歳市東雲町 2 丁目 34 番地	0123-24-0251
苫小牧市役所	福祉部障がい福祉課	苫小牧市旭町 4 丁目 5-6	0144-32-6356
室蘭市役所	保健福祉部障害福祉課	室蘭市幸町 1-2	0143-25-1155
江別市役所	福祉課福祉係	江別市高砂町 6 番地	011-382-4141
石狩市役所	障がい福祉課	石狩市花川北 6 条 1 丁目 41-1 石狩総合保健福祉センター「りんくる」	0133-72-3194
岩見沢市役所	福祉課福祉係	岩見沢市鳩が丘 1 丁目 1-1	0126-23-4111
新篠津村役場	住民課福祉係	石狩郡新篠津村第 47 線北 13 番地	0126-57-2111
安平町役場	健康福祉課	勇払郡安平町早来大町 95 番地	0145-29-7071
平取町役場	保健福祉課福祉係	沙流郡平取町本町 35-1 ふれあいセンターびらとり	01457-4-6112
新冠町役場	保健福祉課 保健福祉グループ	新冠郡新冠町字北星町 3-2	0146-47-2113
新ひだか町役場 静内庁舎	保健福祉部福祉課 障がい者福祉グループ	日高郡新ひだか町静内御幸町 3 丁目 2-50	0146-26-9003
新ひだか町役場 三石庁舎	町民福祉課	日高郡新ひだか町三石本町 212	0146-33-2111
浦河町役場	保健福祉課	浦河郡浦河町築地 1 丁目 3-1	0146-26-9003
様似町役場	保健福祉課福祉推進係	様似郡様似町大通 1 丁目 21 番地	0146-36-5511
えりも町役場	保健福祉課	幌泉郡えりも町字本町 206	01466-2-4888

(4) 障がい者総合相談支援センター

障がい者総合相談支援センターは、障がいのある人が地域で安心して生活できるよう、保健福祉事務所圏域ごとに設置され、市町村における地域生活支援体制の構築に向けて必要な支援を総合的に行うことを目的としています。障がい者総合相談支援センターでは、障がい者の意思を尊重する視点に立って、生活全般にわたり、必要なサービスを適切に利用できるように支援し、公平性・中立性を確保することを基本方針としています。

圏 域	愛 称	住 所	電話番号
石 狩	夢民（むうみん）	札幌市北区北 26 条西 3 丁目 1-10-2	011-299-7230
空 知	パーチェ	美唄市東 7 条南 2 丁目 1-2	0126-66-1199
胆 振	るびなす	伊達市舟岡町 334-9	0142-22-3200
日 高	コミット	日高郡新ひだか町静内御幸町 2 丁目 6-7	0146-42-2488

(5) 相談支援事業所

相談支援事業所は、障がいのある方や家族、地域の方たちの、様々な困りごとや悩みごとを聞き、解決方法を一緒に探すところです。日常生活のこと、福祉サービスの利用のこと、家族や友人との人間関係のこと、仕事のこと、病院や施設のことなど、様々な相談に応じてくれます。相談料は無料です。

※札幌市の相談支援事業所

中央区	地域支援センターさっぽろ	中央区大通西 19 丁目 WEST19 5 階	011-622-1118
	相談室ぽぽ	中央区南 16 条西 7 丁目 2-20 トーヨービル 7F	011-522-4112
北区	相談室ぽらりす	北区北 21 条西 5 丁目 1-32 梅ノ木ビル 202	011-757-1871
	相談室つぼみ	北区北 26 条西 3 丁目 1-10-2	011-299-7246
	障がい相談という	北区北 10 条西 2 丁目 9-1 アルファスクエア札幌 北口ビル 201 号	011-776-6109
東区	相談室セーボネス	東区北 41 条東 15 丁目 3-18-503	011-748-3119
	相談室あさかげ	東区北 33 条東 14 丁目 5-1	011-733-3808
白石区	相談室あゆみ	白石区川北 2254 番地 1	011-879-5555
	相談室きよさば	白石区南郷通 14 丁目南 4-8 1 階	011-860-1750
厚別区	ますとびいー	厚別区上野幌 3 条 4 丁目 1-12	011-299-3856
豊平区	相談室きらら	豊平区月寒東 5 条 17 丁目 7-18 フォルテ 301	011-854-4400
	相談室みなみ	豊平区中の島 2 条 1 丁目 2-26-201	011-825-1373
清田区	相談支援事業所ノック	清田区真栄 1 条 2 丁目 1-28 真栄ビル 1F	011-378-4244
南区	ほっと相談センター	南区川沿 2 条 2 丁目 5-37	011-572-2220
	相談支援事業所グリーンハイム	南区石山 933 番地 3	011-591-5211
西区	相談室すきっぷ	西区宮の沢 1 条 4 丁目 7-20-403	011-676-0101
	障がい相談支援センターアウル	西区琴似 2 条 4 丁目 1-24 ヤマチビル 3F	011-676-7631
手稲区	相談室こころ ていね	手稲区前田 2 条 10 丁目 1-7 手稲つむぎの杜内	011-685-2861
	障がい相談あかり	手稲区手稲本町 2 条 4 丁目 4-30 ラ・パルク緑ヶ丘 302	011-215-8253

※札幌市以外の委託相談支援事業所

北広島市	就労支援センターめーでる	北広島市朝日町 2 丁目 6-9	011-372-5525
	生活支援センターみらい	北広島市南町 4 丁目 1-1	011-376-7776
恵庭市	相談支援センターe-ふらっと	恵庭市新町 30 番地 3	0123-33-8222
	こども相談支援室 え〜る	恵庭市黄金南 5 丁目 11 番地 4	0123-34-5200
千歳市	千歳地域生活支援センター	千歳市清水町 4 丁目 15-1	0123-40-6323
苫小牧市	相談支援センターサポート	苫小牧市双葉町 3 丁目 22-8 総合サポートセンター	0144-36-2400
石狩市	相談支援センターぷろっぷ	石狩市花川北 6 条 1 丁目 41 番地 1 りんくる内	0133-72-6137
江別市	いきいきセンター障がい者支援センター	江別市大麻沢町 5-6	011-387-5111
岩見沢市	相談支援事業所ふらっと	岩見沢市有明町南 1-1	0126-35-1100
小樽市	相談支援センターさぽーとひろば	小樽市花園町 2 丁目 6-7	0134-31-3636

※その他の相談支援事業所（委託事業所）・指定特定相談支援事業所

札幌市の相談支援事業所（委託事業者）・指定特定相談支援事業所については、Web ページから Excel データで検索できます。

http://www.city.sapporo.jp/shogaifukushi/zigyoshasitei/9_shiteijigyousyaichiran.html

北海道の相談支援事業所（委託事業者）・指定特定相談支援事業所については、ホームページから Excel データで検索できます。

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/shf/jigyousyoshisetsuichiran.html>

6 経済支援

(1) 特別児童扶養手当

ア 障害程度と給付金額

(ア) 身体や精神に中程度以上の障がい（政令で定める程度以上）のある満 20 歳未満の児童について、児童の福祉の増進を図ることを目的として支給されます。

（支給対象）

日本国内に住所があり、身体や精神に障がいのある児童を養育している方（父若しくは母、又は父母に代わって児童を養育している方）に支給されます。窓口は 区役所・市町村福祉課です。

ただし、次のいずれかに該当する場合には、特別児童扶養手当は支給されません。

- ① 対象児童が日本国内に住所がないとき
- ② 対象児童が障がいを支給事由とする公的年金を受けることができるとき。
- ③ 対象児童が児童福祉施設等に入所しているとき。

（支給額 令和 5 年 4 月現在）

- ・ 1 級 月額 53,700 円
- ・ 2 級 月額 35,760 円

※ 療育手帳「A」の者は 1 級となるが、「B」の者については医師の診断、本人の状況（必要な介護の程度等）によって判断される。

(イ) 支給制限

扶養親族の数	所得制限額	
	受給者	配偶者および扶養義務者
0 人	4,596,000 円未満	6,287,000 円未満
1 人	4,976,000 円未満	6,536,000 円未満
2 人	5,356,000 円未満	6,749,000 円未満
3 人	5,736,000 円未満	6,962,000 円未満
4 人	6,116,000 円未満	7,175,000 円未満
5 人	6,496,000 円未満	7,388,000 円未満
6 人以上	以後扶養 1 人につき 380,000 円を加算	以後扶養 1 人につき 213,000 円を加算

※受給者とは、障がいがある子の父又は母など直接扶養の義務を負う者である。

※扶養親族の数は、前年度の所得申告時の扶養親族の数である。（手当の対象になる子が前年度にまだ出生しておらず、他に扶養親族がない場合は 0 人になる。）

※受給者、配偶者及び扶養義務者（直系の同居親族）のいずれかの所得が制限額を越える場合は、受給できない。

(2) 障害基礎年金

ア 受給資格

20 歳以上の身体又は精神に中度以上の障がいを持つ者に支給されるが、本人の所得による制限があります。扶養親族がない場合は、次のとおりです。

- (ア) 所得が 4,721,000 円以上～支給されない
- (イ) 所得が 3,704,000 円未満 ～全額支給
- (ウ) 所得が (ア) と (イ) の間の場合～半額支給

扶養者がある場合は、人数に応じて制限額が上がります。

イ 支給額

生活上必要な介護の程度を基本に等級を決定します。1 級は、全面的に介護が必要な者、2 級は、相当程度介護が必要な者となっています。

- ・ 1 級 年額 993,750 円（月額 82,812 円）
 - ・ 2 級 年額 795,000 円（月額 66,250 円）
- （支給額は令和 5 年 4 月現在）

ウ 支給方法

年 6 回（2, 4, 6, 8, 10, 12 月）に 2 か月分ずつ本人に支払われます。

エ 申請手続

申請は、区役所・市町村国民年金課で必要書類を受け取り、精神科医の診断書等必要書類をそろえて国民年金課に提出します。

(3) 障害者扶養共済制度

障がい者を扶養している保護者（加入時 65 歳未満）が、生存中に一定の掛け金を納付することにより、保護者が万一死亡又は重度の障がいとなった場合、残された障がい者に終身一定額の年金を支給し、障がい者の生活の安定と福祉の増進を図ることを目的とした制度です。

ア 掛金

加入時の年齢により、1 口につき月額 9,300 円～23,300 円まで 7 区分あります。障がいのある者一人につき 2 口まで加入できます。低所得世帯の方には 1 口目の掛け金に対する減免措置があります。

イ 年金額

1 口につき月額 20,000 円を支給

(4) 生活保護

生活保護は、日本国憲法第 25 条に規定される理念に基づき、国が生活に困窮する全ての国民に、その困窮の程度に応じて保護を行い、最低限度の生活を保障し、併せて自立を助長することを目的としています。

保護は、生活扶助とその他の扶助（教育・住宅・医療・介護・出産・生業・葬祭）に分かれており、保護を受ける人の世帯構成や収入などの状況に応じて、その全部又は一部が適用されます。保護費は、原則として金銭で支給されます。窓口は、区役所・市町村福祉課です。

(5) 税金の控除減免

次の場合、各税金の減免を受けることができます。

区 分	要 件	程 度	控除・減免額	問い合わせ先
所得税	本人、配偶者又は扶養親族に障がいがある場合	療育手帳 A	40 万円	各税務署
		療育手帳 B	27 万円	
		※特別障がい者同居扶養控除 35 万円加算		
住民税	本人、配偶者又は不要親族に障がいがある場合	療育手帳 A	30 万円	各 市 町 村 住民税担当課
		療育手帳 B	26 万円	
		※特別障がい者同居扶養控除 23 万円加算 ※前年度 125 万円以下の障がい者は非課税の扱いとする		
相続税	障がいのある法定相続人が相続又は遺贈により財産を取得した場合	85 歳に達するまでの年数に 10 万円（療育手帳 A の場合は 20 万円を乗じた額）		各税務署

※その他の税 「贈与税」～各税務署、「自動車税、自動車取得税」～道税事務所、支庁税務課

7 成年後見制度

認知症や知的障がいのある人の財産の散逸を防ぎ、必要なサービスを受けることができるようにするのが成年後見制度です。対象は成人で、「一定の精神上的障がい」があり、判断能力に困難を伴う方です。

成年後見は、障がい者の判断能力に応じて、「補助」「保佐」「後見」の3つの類型に分かれます。その障がい者にはどれがふさわしいのかは、医師の判断を中心に、申し立てる人の意見を聞きながら裁判所が判断して決めます。類型別の支援の内容は次のようなものです。

- ・補助・・・日常生活はだいたい自分一人で困らずにできるが、少し不安がある場合の支援。例えば、悪徳商法の被害にあったことがある人・あいやすい人、借金やローンの仕組み等を理解することが困難な人への支援です。
- ・保佐・・・普段の買い物くらいはできるが、金を借りたり、保証人になったり、不動産を手に入れたり、売却したり、家を新築したり改築したり、遺産を相続したり放棄したり、ということを行って行くのが難しい人への支援です。
- ・後見・・・そもそも日常生活を送る上で、買い物をしたり、福祉サービスの契約をしたりという「法律行為」の意味を理解することが困難な人への支援です。

《後見人には、次のような権利があります》

- ・取消権・・・障がいのある本人が行った法律行為が、実はだまされているのではないかと、損しているのではないと思われるとき、それを取り消すことができる権利。
- ・同意権・・・障がいのある本人が行う法律行為の有効性を判断する権限。
- ・代理権・・・障がいのある本人が行う法律行為（買い物、福祉サービスの契約、遺産相続寄付等いろいろ）を本人の代わりに行う権限。

種 類	代理人	同意権	取消権
補 助	△	△	△
保 佐	△	○	○
後 見	○	○	○

○：全面的に権利がある

△：本人の同意が必要

後見の申立ては、障がいのある本人や配偶者（夫、妻）、父母、4親等以内の親族（兄弟姉妹、祖父母、叔父叔母、いとこ）等が、家庭裁判所で行います。身寄りのない人の場合は、市区町村長が申し立てることもできます。こうした申立てを受けて、家庭裁判所が必要かどうかを判断します。

後見人には、親、兄弟、親戚の人になることができ、現在、障がいのある人や認知症のお年寄りの後見人の8割は親族がやっています。それ以外の後見人としては、弁護士や司法書士、社会福祉士等の専門家がやっている場合がほとんどです。専門家にお願いするのは様々な面で安心ですが、お金が掛かります。